

[事案 2022-274] 契約解除無効請求

・令和6年2月28日 和解成立

<事案の概要>

告知義務違反を理由に、契約が解除されたことを不服として、解除の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年4月に既契約からの乗換えにより契約した医療保険について、告知義務違反を理由に契約が解除されたが、以下等の理由により、解除を取り消してほしい。

- (1) 募集人が突然訪問してきて、本契約への乗換えを勧められた。
- (2) 被保険者は、申込手続当日は不在であったため、手続にかかる被保険者の署名は行っていない。
- (3) 告知書の説明は一切なかった。告知時に説明があれば、精神科や心療内科に通院していることを隠すつもりは無かった。契約ができないのであれば、前の保険のままで良かった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 令和2年4月、募集人は申立人宅にて、申立人と被保険者に対して、契約概要・注意喚起情報を示して、重要事項を説明した。本契約は乗換契約であったため、特に告知の重要性は丁寧に説明した。
- (2) 告知書については、項目ごとに説明を行い、告知の重要性に加えて、告知義務に違反すれば契約解除になること、保険金および給付金が支払われないことを説明したうえで、入院などしていないか尋ねたところ、どこも悪いところはなく、元気そのものと話していた。
- (3) 告知書の署名は、被保険者ではなく申立人が行った。告知事項の説明後、被保険者が出かけてしまい、募集人は、被保険者本人に署名してもらう必要があると述べたものの、申立人が告知書に署名をしてしまい、申立人から、このことは内緒にしてほしいと言われた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。